

裁 決 書

審査請求人 住所 ○○○
氏名 ○○○ 様
処分庁 野田市長 鈴木 有

審査請求人が平成 28 年 11 月 7 日に提起した処分庁による野田市コミュニティバス検討専門委員会の委員の委嘱に関する起案書の行政文書部分開示決定処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 本件審査請求に係る行政文書部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、野田市コミュニティバス検討専門委員としての選考理由を示す部分を不開示とした部分を取り消す。
- 2 本件審査請求のうち、その余の部分は、これを棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成 28 年 10 月 17 日付けで、野田市情報公開条例（平成 28 年野田市条例第 25 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、条例の実施機関である処分庁に対し、行政文書開示請求を行った。
- 2 処分庁は、平成 28 年 11 月 1 日付けで、「開示請求をする行政文書の件名又は具体的内容」の欄に記載された「 条例等に定める選出区分に従い、委嘱権者がそれぞれの審議会等の委員にふさわしい者を委嘱するプロセスにおいて参照した、委員の推薦書、履歴書、経歴書の類。」、「 委嘱委員について、個々の個人の専門性等を判断するために参照した文書、または個々の委嘱委員の専門性等が示された文書。」及び「 委嘱委員を誰に決定したかを示す文書。」については部分開示の決定をし、「 委嘱委員に求められる専門性等の具体的な要件を示す文書。」及び「 委員選出に関し、その方法や規定を記し

た要綱の類。」については請求拒否の決定をし、同月４日に行政文書部分開示決定通知書及び行政文書開示請求拒否通知書を審査請求人に交付した。

- ３ 審査請求人は、平成２８年１１月７日付けで、処分庁に対し、本件処分を不服として、野田市コミュニティバス検討専門委員会の委員の委嘱に関する起案書のうち、行政文書の件名２については「経歴及びその他の経歴に関する情報」を、件名３、４及び５については「個人の経歴に関する情報」を開示するとの裁決を求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (１) 野田市コミュニティバス検討専門委員設置規則第３条に「専門委員は、市内におけるコミュニティバスの運行に関し豊かな識見を有する者の中から委嘱する」と規定されている以上、その保有するコミュニティバスの運行に関する識見を期待され野田市コミュニティバス専門委員として会議に出席していることは明らかである。野田市には、審議会等委員の選出区分毎の要件定義はなく、そのような行政文書が存在しないところ、同委員を選任するにあたって、その判断となった情報は、当該委員の「経歴及びその他の経歴に関する情報」や「個人の経歴に関する情報」であったとしか考えられない。よって、その判断要素となった情報は職務遂行の内容に係る情報に該当する。
- (２) 野田市情報公開条例（以下「条例」という。）第６条第２号アの「慣行」とは、野田市の他の審議会等はもとより政府や他の地方自治体の状況を含み、社会通念とも言うべき広いものと解釈すべきである。野田市には、審議会等委員の選出区分毎の要件定義の明文化はされておらず、そのような行政文書も存在しない。野田市コミュニティバス検討専門委員の選任に関する判断要素となった情報は、当該委員の「経歴及びその他の経歴に関する情報」や「個人の経歴に関する情報」であったとしか考えられない。よって、野田市コミュニティバス検討専門委員に選出された専門委員については、選出の判断要素となった情報は慣行として公にされ、又は公にされ

ることが予定されている情報に該当する。

- (3) 「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第348号）平成16年12月22日」において、学識経験者を選出根拠とする委員の経歴（その役職を含み、学歴に係る部分を除く。）についての情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるから不開示情報に当たらないとした事例にあるとおり、経歴についての情報は、「慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報」である。また、政府に加えて、千葉県や柏市などの地方自治体の審議会等において選出根拠を示す情報として経歴の公表が行われている。慣行化とはあらゆる地方自治体、あらゆる審議会等で行われていることまでは求めておらず、一定社会の人々の中で行われていることを示すものである。諮問庁の主張は、どのような者を委員として任命したかという説明責任に意図的に背を向け、慣行化していないと言い張っているに過ぎない。以上のとおりであるから、諮問庁の主張と判断は失当である。

- (4) 審査請求の争点は、次の2点である。委員の選出根拠を示す情報が条例6条2号ただし書ウでいう職務遂行に係る情報であるか、同情報が同アでいう慣行として公にすることが予定されている情報であるか。以下その2点について述べる。

コミュニティバス検討専門委員は、市ホームページで「公募委員の導入になじまない理由と該当審議会等」として上げられ、その理由として「専門的な分野または経験が必要な審議内容であるため」として、委員に対して専門的な知識や経験を求めている。このため、委員選出に関する判断要素となる情報は「職務の遂行に係る情報」であることは明らかである。また、政府に加えて、千葉県や柏市などの地方自治体の審議会等において選出根拠を示す情報として、経歴の公表が行われている。慣行とは、あらゆる地方自治体、あらゆる審議会等で行われていることまでは求めているとは考えていない。

厚生労働大臣を諮問庁とする諮問「神奈川労働局の紛争調整委員名簿の開示決定に関する件」に対する答申では、紛争調整委員がどのような学識経験を有し、どのような者であるかを明らかにすることは、現に紛争当事者となっている者のみならず、将来における個別的労働関係紛争の解決について、

紛争調整委員に期待する関係者にとっても重要な意味を有するものであり、そのために少なくともその現職名を公にすることが求められているものと言うべきものであるとともに、紛争当事者等の関係者ばかりでなく、どのような者を任命したかという行政の説明責任の面においても、少なくとも現職名は公にされなければならない情報であると解するのが相当であるとして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号ただし書イ、これは市の条例でいうところの第6条第2号ただし書アに該当するが、これに該当するものと判断している。委員に専門的な知識を求めているコミュニティバス検討専門委員もこれと同様であると考ええる。以上述べたとおり、今回不開示とされた委員の選出根拠を示す情報は開示されるべきである。

- (5) 審理員選定について、市の法律顧問弁護士や野田市の訴訟代理人を務める弁護士と同じ個人事務所に勤める弁護士を審理員に充てるのは、配慮不足であると考ええる。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公務員としての職は、非常勤特別職としてコミュニティバス検討専門委員であり、当該職務遂行の内容に係る部分は、コミュニティバス検討専門委員会会議への出席等である。よって、経歴に関する情報については、同委員としての職務遂行の内容に係る情報に該当しない。
- (2) コミュニティバス検討専門委員の「経歴（職業やその役職を含む。）」を公にする慣行はない。なお、同委員会会議において、公表用の同委員名簿について審議しているが、審議の結果、審査請求人が開示を求める委員の「経歴（職業やその役職を含む。）」の公表はされず、また公表の予定もない。

理 由

審査庁は、平成29年3月8日付けで、本件審査請求について、条例第16条第1項の規定に基づき、審査会に諮問した。

審査会は、平成29年9月7日付けで、審査庁に答申した。

答申により示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

1 審査会の考え方について

(1) 慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

千葉県及び近隣自治体のホームページに掲載されている審議会等の委員名簿の公開状況を事務局職員に調査させたところ、各自治体ごとに、また、一の自治体においても各種審議会等ごとに、委員に関する情報の掲載方法は多種多様（職業に関する情報のみの掲載、その役職等も含めての掲載等）であったが、弁護士、税理士、大学教授等の専門的な知見を有する者として広く認知されている職業に就いている者の情報は、ほとんどの審議会等において掲載されていることが分かった。

このことから、豊かな識見を有する者として委員に選任されている者のうち、弁護士、税理士、大学教授等の専門的な知見を有する者として広く認知されている職業に就いている者については、職業自体は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ということができる。ただし、所属事務所、大学、学部、役職等のどの項目までが慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報であるかを明確に線引きすることは困難である。

以上のことから、豊かな識見を有する者として審議会等の委員に選任されている者の選出根拠を示す職業に関する情報は、全ての項目において、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているものとまではいえないと判断する。

(2) 職務の遂行に係る情報

コミュニティバス検討専門委員は、地方自治法に基づく専門委員であって、非常勤特別職の公務員であり、市長の求めに応じ調査等を行っている。このため、コミュニティバス検討専門委員として選任された者がどのような専門性や経験を有しているかについては、職務遂行の内容に係る情報として、条例第6条第2号ウに該当し、不開示情報には該当しないものと判断すべきである。

コミュニティバス検討専門委員などの専門委員を選出するに当たり、任命権者は、その者が備えている専門性や経験が、専門委員の所掌する事務にふさわしいかを判断した上で、選出するものであって、その者が就いている職やその者が持つ資格、特技、経験等の情報が専門性や経験に結び付いていると考えられる。したがって、これらの情報のうち、専門委員の選

出に関する判断要素と密接に関連しているものが職務遂行の内容に係る情報に該当すると判断するのが原則である。

これに当てはめて考えると、専門的な知見を有する者として広く認知されている職業である弁護士、税理士、大学教授等であることを根拠に選任された者及び業界団体等から選任された者については、当該選任された者の職業及びその役職等（以下「職業等」という。）は、専門委員の選出に関する判断要素と密接に関連していることから、その所属先の名称（例えば、弁護士であれば所属する事務所の名称、大学教授であれば所属する大学及び学部の名称）も含め、不開示情報には該当しないものと判断すべきである。

一方、上記に掲げる者以外の者については、その者の職業等が専門委員の選出に関する判断要素と直接関係しない場合は、当該選任された者の職業等の情報は、職務遂行の内容に係る情報とはいえず、個人の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示情報とすべきである。このような場合、開示の対象となる専門委員の選出に関する判断要素となる情報は、どの情報がその者が備えている専門性や経験と結び付いているのかを個別具体的に判断すべきである。

2 本件処分の適法性又は相当性について

- (1) 平成20年5月1日付け起案文書「野田市コミュニティバス検討専門委員の委嘱について」の別紙経歴等に記載されている経歴及びその他の欄の情報は、当該委員の職歴に関するものであり、不開示とすべき情報に該当すると判断する。
- (2) 平成21年9月24日付け起案文書「野田市コミュニティバス検討専門委員の委嘱について」における2ページ目の2行目の不開示とされた部分の最初の6文字目までの部分は、当該委員の職歴に関するものであり、不開示とすべき情報に該当すると判断する。ただし、同ページの2行目の不開示とされた部分の7文字目以降及び3行目の部分は、コミュニティバス検討専門委員としての選考理由を示すものとして、開示すべきである。また、別紙コミュニティバス検討専門委員名簿の備考の欄は各委員の住所が記載されていることから不開示とすべき情報に該当すると判断する。
- (3) 平成23年9月20日付け起案文書「野田市コミュニティバス検討専門委

員の委嘱について」における２ページ目の４行目の１７文字目から２２文字目までの部分は、当該委員の職歴に関するものであり、不開示とすべき情報に該当すると判断する。ただし、同ページの４行目の２３文字目以降及び５行目の部分は、コミュニティバス検討専門委員としての選考理由を示すものとして、開示すべきである。同ページの残りの部分及び別紙コミュニティバス検討専門委員名簿の備考の欄は、各委員の住所又は居住する区域が記載されていることから不開示とすべき情報に該当すると判断する。

- (4) 平成２５年９月２４日付け起案文書「野田市コミュニティバス検討専門委員の委嘱について」における２ページ目及び別紙コミュニティバス検討専門委員名簿の備考の欄は、各委員の住所若しくは居住する区域又は当該委員の所属団体における役職が記載されていることから不開示とすべき情報に該当すると判断する。

審査庁は、審査会の答申を尊重して、審査会の考え方と同様の理由により、本件審査請求の一部には理由があることから、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４６条第１項の規定により、主文のとおり裁決する。

（備考）申請に対する一定の処分に関する措置

本裁決に併せ、行政不服審査法第４６条第２項第２号の規定により、別紙行政文書部分開示決定通知書のとおり、野田市コミュニティバス検討専門委員としての選考理由を示す部分を開示する旨の処分をすることとする。

平成２９年１０月６日

審査庁 野田市長 鈴木 有

教示

- この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別紙

行政文書部分開示決定通知書

平成 28 年 10 月 17 日付けで請求のあった行政文書の開示請求について、野田市情報公開条例第 5 条第 2 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

行政文書の件名	1 平成 19 年 10 月 1 日付け起案文書『野田市コミュニティバス検討専門委員の委嘱について』 2 平成 20 年 5 月 1 日付け起案文書『野田市コミュニティバス検討専門委員の委嘱について』 3 平成 21 年 9 月 24 日付け起案文書『野田市コミュニティバス検討専門委員の委嘱について』 4 平成 23 年 9 月 20 日付け起案文書『野田市コミュニティバス検討専門委員の委嘱について』 5 平成 25 年 9 月 24 日付け起案文書『野田市コミュニティバス検討専門委員の委嘱について』 6 平成 27 年 8 月 26 日付け起案文書『野田市コミュニティバス検討専門委員の委嘱について』	
行政文書の開示の日時及び場所	日 時	平成 29 年 10 月 6 日 午後 4 時以降
	場 所	情報公開コーナー（総務部総務課）
開 示 し な い 部 分 及 び 理 由	1 開示しない部分の概要 (1) 行政文書の件名 1 の文書のうち個人の住所 (2) 行政文書の件名 2 の文書のうち個人の住所及び『経歴等』に係る個人の住所、生年月日、電話番号及び職歴に関する情報 (3) 行政文書の件名 3 及び 4 の文書のうち個人の職歴に関する情報及び住所 (4) 行政文書の件名 5 の文書のうち個人の所属団体における役職に関する情報及び住所 (5) 行政文書の件名 6 の文書のうち個人の住所 2 野田市情報公開条例第 6 条第 2 号に該当（理由） 特定の個人が識別され又は個人の正当な利益を害するおそれがあるため。 『野田市コミュニティバス検討専門委員の委嘱について』	

	て』において、記載されている個人の住所、生年月日、電話番号、職歴及び所属団体における役職に関する情報は、野田市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第2号の個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る情報に該当します。 ただし、職歴のうち、野田市コミュニティバス検討専門委員としての選考理由を示す部分は、公務員等の職務遂行の内容に係る情報に該当するため、条例第6条第2号ウの規定により開示します。
担 当 課	企画財政部 企画調整課 調整係 電話番号 04 - 7125 - 1111 （内線）2365
備 考	開示の方法 1 閲覧 2 写しの交付 3 郵送による写しの交付 対象文書 12枚（A4版12枚） 写しの交付 12枚 = 120円 『野田市コミュニティバス検討専門委員会議の現在の委員選出に関して以下の文書。 委嘱委員に求められる専門性等の具体的な要件を示す文書。 委員選出に関し、その方法や規定を記した要綱の類。』 の請求については、平成28年11月1日付け野企企第153号の2の行政文書開示請求拒否決定通知書のとおりです。